

基準資産額の算出方法について

1 算出の根拠となる書類

基準資産額は、新規登録又は更新登録申請時に添付する以下の書類に基づき計算します。

- ・ 法人の場合…申請直近の事業年度における貸借対照表
- ・ 個人の場合…財産に関する調書

2 算出方法

$$\text{基準資産額} = \text{資産総額} \times 1 - \text{負債総額} - \text{営業保証金（又は営業保証金分担金）} \\ - \text{繰延資産（創業費を含む）} \times 2 - \text{営業権} \times 2 - \text{不良資産} \times 3$$

※1 次のようなものは資産総額から除きます。

- ・ 債権が保全されておらず、請求権の行使ができない資産
- ・ 相手方の倒産等により回収不能を認められる資産
- ・ 債権の存在が明らかでない資産

※2 会計年度上数年に渡って償却をするために計算上資産として扱われるにすぎず、資産としての実質を有していないもの。

※3 例：

- ・ 債務者の氏名、住所、債権発生の原因がはっきりしていない資産
- ・ 1年以上回収されていない未収金、売掛金
- ・ 貸付契約書のない貸付金など

3 基準資産額が必要額に満たなかった場合

基準資産額が必要額に満たなかった場合、旅行業の登録を受けることはできませんが、次のような方法で基準資産額を増やすことができます。

(1) 増資

【必要提出書類】

- ・ 増資済みの登記簿謄本
- ・ 取締役会、株主総会の議事録の写し
- ・ 増資払込みがあった旨の金融機関の保管証明

(2) 市場性のある資産の再評価

【必要提出書類】

- ・ 不動産の再評価の場合は固定資産課税台帳の評価額、または不動産鑑定士による鑑定評価書

(3) 贈与

【必要提出書類】

- ・ （贈与があった旨の）公正証書

(4) 債務の免除

【必要提出書類】

- ・ （債務があった旨の）公正証書